

「とくしま地球温暖化防止対策推進条例（仮称）のあり方」の変更点

中 間 取 り ま と め	改 定 （ 案 ）
5 地球温暖化防止のための対策 （２）事業活動に係る地球温暖化対策 （中略） このため次の項目について検討する必要がある。 ① 自社のエネルギー使用量の把握 ② 環境に配慮した物品やサービスの購入 ③ 環境マネジメントシステムの導入推進 ④ クールビズ、ウォームビズの取組 ⑤ 従業員の通勤に係る公共交通機関利用の配慮 ⑥ 一定規模以上の<u>事業所</u>の温室効果ガスの削減計画の提出 ⑦ 一定規模以上の<u>事業所</u>の環境情報の自主的な公表 ⑧ 大規模な排出事業所の森林吸収源対策の実施 ⑨ 温室効果ガスの削減とその排出量の全部又は一部を埋め合わせる取組 （いわゆるカーボンオフセットの取組）	5 地球温暖化防止のための対策 （２）事業活動に係る地球温暖化対策 （中略） このため次の項目について検討する必要がある。 ① 自社のエネルギー使用量の把握と<u>温室効果ガスの排出量の少ない方法による設備の使用</u> ② 環境に配慮した物品やサービスの購入 ③ 環境マネジメントシステムの導入推進 ④ クールビズ、ウォームビズの取組 ⑤ 従業員の通勤に係る公共交通機関利用の配慮 ⑥ 一定規模以上の<u>事業者</u>の温室効果ガスの削減計画の提出 ⑦ 一定規模以上の<u>事業者</u>の環境情報の自主的な公表 ⑧ 大規模な排出事業所の森林吸収源対策の実施 ⑨ 温室効果ガスの削減とその排出量の全部又は一部を埋め合わせる取組 （いわゆるカーボンオフセットの取組）

中 間 取 り ま と め	改 定 (案)
(3) 建築物に係る地球温暖化対策 (中略) このため次の項目について検討する必要がある。 ① 建築物に係る環境配慮 ② 一定規模以上の建築物を新築又は増改築しようとする者の建築物環境計画の提出 ③ 一定規模以上の建築物を新築又は増改築しようとする者の建築物に関する環境性能評価の取得等 ④ 建築物を新築又は増改築しようとする者の屋上、壁面及び敷地の緑化	(3) 建築物に係る地球温暖化対策 (中略) このため次の項目について検討する必要がある。 ① 建築物に係る環境配慮 ② 一定規模以上の建築物を新築又は増改築しようとする者の建築物環境計画の提出 ③ 一定規模以上の建築物を新築又は増改築しようとする者の建築物に関する環境性能評価の取得等 ④ 建築物を新築又は増改築しようとする者の屋上、壁面及び敷地の緑化 ○ <u>建築物の販売又は賃貸の事業を行う者の環境性能の説明</u>
(6) <u>農業及び森林に係る地球温暖化対策</u> 農業も一つの産業であり、環境負荷が小さく持続性の高い農業生産活動を推進することは水田や畑地からの温室効果ガスの発生を抑えることができる。また、森林は適正な管理を施すことで効果的に二酸化炭素を吸収し、地球温暖化の防止上必要とされる役割を果たすことができる。このような<u>農業や森林</u>の役割を活かすためには適切な施策を施す必要がある。 特に、県土の75%強が森林面積という徳島の地域特性からして、その森林の二酸化炭素吸収能力を高める努力を傾注することは、徳島にふさわしい地球温暖化対策となる。 このため次の事項について検討する必要がある。 ① 環境保全型農業の推進	(6) <u>農林水産業に係る地球温暖化対策</u> 農業も一つの産業であり、環境負荷が小さく持続性の高い農業生産活動を推進することは水田や畑地からの温室効果ガスの発生を抑えることができる。また、森林は適正な管理を施すことで効果的に二酸化炭素を吸収し、地球温暖化の防止上必要とされる役割を果たすことができる。<u>さらに、近年、海域での二酸化炭素吸収能力も注目されているところである。</u>このような<u>農業、森林及び水産分野</u>の役割を活かすためには適切な施策を施す必要がある。 特に、県土の75%強が森林面積という徳島の地域特性からして、その森林の二酸化炭素吸収能力を高める努力を傾注することは、徳島にふさわしい地球温暖化対策となる。

中 間 取 り ま と め	改 定 (案)
② 地産地消の推進 ③ 森林整備の推進 ④ 環境保全目的の公有林を広げる取組 ⑤ 県産材の利用	このため次の事項について検討する必要がある。 ① 環境保全型農業の推進 ② 地産地消の推進 ③ 森林整備の推進 ④ 環境保全目的の公有林を広げる取組 ⑤ 県産材の利用 ⑥ <u>藻場造成の推進</u>

「答申付属文書（案）」の変更点

中 間 取 り ま と め 時	改 定 (案)
結果としてまとまった答申の中には、「直ちに条例化できるもの」あるいは「条例化したほうがよいもの」もあるし、「条例案として明文化する前に条件を整える必要のあるもの」もありま す。また「条例化した条項が現実には温暖化抑制の成果を挙げた めに、具体的な施策を準備しておかねばならないもの」も数多く あると思われれます。こうした諸点に留意されて、今後の条例化へ の作業、ならびに県としての環境施策推進に当たって<u>いただきたい</u> <u>い、と要望いたします。</u>	結果としてまとまった答申の中には、「直ちに条例化できるもの」あるいは「条例化したほうがよいもの」もあるし、「条例案として明文化する前に条件を整える必要のあるもの」もありま す。また「条例化した条項が現実には温暖化抑制の成果を挙げた めに、具体的な施策を準備しておかねばならないもの」も数多く あると思われれます。こうした諸点に留意されて、今後の条例化へ の作業、ならびに県としての環境施策推進に当たって<u>いただくと ともに、条例の実施及び具体的な施策の推進に当たっては、縦割 り行政の弊害に陥ることなく、各関係部局の担当者が環境意識を 高め、有機的に連携して関わっていくことにより、総合的な施策 の推進に努めていただくことを要望いたします。</u>